

# 「マイナンバーカード」を 健康保険証として使ってみませんか



## 1 どんなメリットがありますか？

### \*より良い医療が可能に！

ご本人の同意があれば、今までのお薬や健康診査などの内容を、医師・薬剤師が確認でき、最適な医療が受けられます。

### \*保険証の切替え等が簡素化されます

転居の際の保険証の切替えや1年ごとの更新がなくなります。

### \*手続きなしで限度額を超える支払いが不要に！

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額内の支払いになります。

## 2 マイナンバーカードはどこで使えますか？



マイナンバーカードは  
こちらのポスターやステッカーを  
表示している医療機関・薬局で  
**ご利用可能**です！



厚生労働省  
ホームページ

※厚生労働省HPでもご利用可能な  
医療機関・薬局を公開しております。

## 3 マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには どうしたらよいですか？

マイナンバーカードを  
お持ちでない方は  
健康保険証登録の前に  
カードの申請が必要です



### ■3つの方法で申請できます

- ① パソコン・スマートフォンで申請
- ② 郵便で申請
- ③ まちなかの証明用写真機で申請

マイナンバーカードを  
お持ちの方は下記の方法により  
健康保険証として登録できます

### ■3つの方法で登録できます

- ① パソコン・スマートフォンから  
「マイナポータル」で登録
- ② セブン銀行ATMで登録
- ③ 医療機関・薬局の受付で登録



**詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください**

(裏面あり)

## 4 保険証登録したマイナンバーカードをなくしたときは？

①国のコールセンターへ電話をして、カードの利用を一時停止してください。

24時間365日体制で受付！ **0120-95-0178** (通話料無料)



②お住まいの市区町村で保険証（令和6年12月1日まで）または「資格確認書（令和6年12月2日以降）」の交付を受ければ、医療機関等を受診できます。

③マイナンバーカードの再発行については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

令和6年12月2日以降は、紙の健康保険証が廃止され、マイナンバーカードと保険証が一体化されると聞きましたが、今後どのようなになりますか？

## 5 紙の健康保険証はいつまで使えますか？

令和6年12月2日以降、紙の保険証は発行しませんが、お手元にある保険証※は、有効期限まで使用することができます。

※令和6年7月中に1年間有効（令和6年8月1日から令和7年7月31日まで）の保険証を送付する予定です。

## 6 紙の健康保険証が廃止されたら、マイナンバーカードを持っていない人（保険証登録をしていない人を含む。）はどうなるの？

マイナンバーカードを持っていない方等に対しては、保険証の有効期限（令和7年7月31日）が満了する前に、保険証に替わるものとして「資格確認書」を交付しますので、医療機関等の窓口で提示することで、引き続き一定の窓口負担で医療を受けることができます。

## 7 マイナンバーカードの保険証登録をしている人はどうなるの？

保険証利用登録をしている方に対しては、「資格情報のお知らせ」という書類を送付しますので、ご自身の窓口負担割合等を確認することができます。

1～4①のマイナンバーカードの申請や健康保険証利用登録等に関すること

国のマイナンバー総合フリーダイヤル

平日 9:30～20:00

土日・祝 9:30～17:30(年末年始除く)

**☎0120-95-0178**(通話料無料)

4②～7の健康保険証の廃止等に関すること

宮城県後期高齢者医療広域連合保険料課

☎ 022-266-1021(平日:8:30～17:15)